

一般社団法人日本パラ射撃連盟

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本パラ射撃連盟と称し、英文では Japan Para Shooting Sport Federation (略称「JPSSF」) と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、障害者のライフル射撃を振興する各種事業を行うことにより障害者の機能回復と健康の増進を図るとともに、障害者の社会的自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 障害者のライフル射撃の普及啓発及び指導
- ② 障害者のライフル射撃に関する指導者及びボランティアの養成
- ③ 障害者のライフル射撃に関する競技規則の制定並びに、競技用具器具の検定及び銃器所持許可申請者の推薦
- ④ 障害者のライフル射撃競技会の開催、国際競技会参加者の育成及び派遣
- ⑤ 障害者のライフル射撃団体の育成、支援及び公認審判員の養成
- ⑥ 障害者のライフル射撃の医学的調査研究及び射撃情報の収集
- ⑦ 障害者のライフル射撃普及振興に関する事業の受託
- ⑧ 障害者のライフル射撃の統括団体として、関連上部団体に加盟することによる、各団体の指導、監督
- ⑨ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成)

第5条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 障害者手帳を所持する者（以下「障害者」という。）でライフル射撃の競技者、又は障害者のライフル射撃競技を支援する者、若しくは障害者のライフル射撃競技やこれに関わる指導の知識を持つ者であって、当法人の目的に賛同してその事業運営にたずさわるために当法人の理事会承認を得て入会した個人
- (2) 普通会員 障害者でライフル射撃の競技者であって、当法人の目的に賛同して、当法人の定める入会手続きを経て入会した個人
- (3) サポート会員 障害者のライフル射撃競技を支援する者、若しくは障害者のライフル射撃競技やこれに関わる指導の知識を持つものであって当法人の目的に賛同し当法人の定める入会手続きを経て入会した個人
- (4) 加盟団体会員 障害者でライフル射撃の競技者、又は障害者のライフル射撃競技を支援する者、若しくは障害者のライフル射撃競技やこれに関わる指導の知識を持つ者らが集って構成する団体（任意団体を含む）であって、当法人の目的に賛同し当法人の定める登録手続きを経て入会した団体
- (5) サポート団体会員 障害者のライフル射撃競技や当法人の運営を支援する団体、若しくは障害者のライフル射撃競技やこれに関わる指導の知識を持つ団体であって、当法人の目的に賛同し当法人の定める登録手続きを経て入会した団体

(入会)

第6条 当法人の前条第1項第1号に定める正会員に入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を書面又は電磁的方法をもって会長に提出し、役員改選予定の通常総会の5ヶ月前以内に開催される理事会の承認を得なければならない。

- 2 当法人の前条第1項第2号から5号に定める会員として入会しようとする者及

び団体は、理事会において定める入会申込書を書面又は電磁的方法をもって会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

- 3 会長は、入会を承認しないときは、速やかにその理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の会員は、下記に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

(1) 入会金	正会員	10,000円
	普通会員	1,000円
	サポート会員	1,000円
	加盟団体会員	1,000円
	サポート団体会員	10,000円

(2) 年会費	正会員	5,000円
	普通会員	3,000円
	サポート会員	3,000円
	加盟団体会員	5,000円
	サポート団体会員	10,000円

(会員資格の喪失)

第8条 各会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、別に設置された委員会での事実確認、処分相当案検討、及び理事会での審議を経て、第21条第3項の決議によりこれを除名することができ、除名となった会員は原則5年間は会員として復帰することは認めない。

- (1) この定款や関係法令及び当法人規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 別に定めた倫理規程に定める遵守事項に関する重大な違反行為をしたとき

(弁明の機会)

第10条 会長は、前条の除名を議決しようとする総会の1週間前までに、該当する会員に対し除名の理由を付して書面若しくは電磁的方法にて通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第11条 各会員は、所定の退会届を書面又は電磁的方法をもって提出し任意に退会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前4条の規定によりその資格を喪失したときに、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れるが、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、出金品の不返還)

第13条 既納の会費等及びその他拠出金品は理由の如何を問わず返還しない。

第4章 総 会

(種 別)

第14条 法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第15条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 能)

第16条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開 催)

第17条 通常総会は、毎年1回以上、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- 3 開催地は、主たる事務所の所在地または理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招 集)

第18条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、議決権の行使を書面又は電磁的方法によって行うことを認めるときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第20条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第21条 総会における議決事項は、第18条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総正会員の過半数の正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 役員解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 解散及び継続
 - (6) 合併契約の承認
 - (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、事前に通知された事項について書面又は電磁的方法で議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により議決権を行使した正会員は、第20条、前条第2項、次条第1項第2号及び第21条第3項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志を表示したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委

任者、さらにはリモートによる出席者がある場合にあってはその数を付記すること。)

- (3) 審議事項及び報告事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。
 - 3 議事録は、総会の日から10年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員及び職員

(役員の種別と員数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
 - 3 理事のうち副会長、専務理事、常務理事各1名を置くことができる。
 - 4 一般法人法上の業務を執行する理事については理事会で定めることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は理事会の決議によって選定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 一般法人法第65条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。
- 6 役員は選任される時点で、その年齢が満76歳を超えている場合には選任することができない。
- 7 役員は選任される時点で、その理事及び監事としての連続した在任期間が1

0年を超える場合には選任することができない。

- 8 前項により退任した役員は、退任後に4年間の非在任期間が経過した者については再度選任することができる。

(職 務)

第26条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは理事会の決議によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し当法人の業務を統括する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長、専務理事を補佐し、当法人の業務を統括する。
- 5 業務執行理事は、当法人の業務を執行するとともに、その執行状況について会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告をする。
- 4 監事は、前3項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。
- 5 監事は、理事の業務執行状況または、当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要がある場合は理事会の招集を請求することができる。

(役員任期等)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、その連続する在任期間が10年を超えない限り再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一

とする。

- 4 役員は、第24条の定める員数が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第29条 理事又は監事のうち、第24条の定める員数が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第30条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第31条 役員には報酬等は支払わないものとする。ただし、常勤の役員については役員総数の3分の1以下の範囲内で、かつ、総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (2) 当法人が、その理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除等)

第33条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事（理事又

は監事であった者を含む。)の職務執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、その職務から生じた損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限等)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事ほか役付き理事及び業務執行理事の選定及び解職の決定
- (4) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (8) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (9) 総会に付議すべき事項の決定
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)その他、新たな債務及び業務の負担並びに権利の放棄の決定
- (11) その他理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(理事会の種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、6ヶ月に1回以上、毎事業年度計2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法を

もって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会開催の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会開催の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(理事会の招集)

第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは各理事がこれにあたる。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、すくなくとも1週間前までに通知しなければならない。

4 理事会は、IT・ネットワーク技術を活用することによる、リモートによる出席もすることができるものとする。ただし、その場合、理事が発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要とする。また、前項の理事会の招集通知には、当該理事会はリモートによる出席もすることができることを記載するものとする。

5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長がかけたとき又は事故あるときは、理事会の決議によりあらかじめ定められた順序により他の理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第39条 理事会における議決事項は、第37条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の決議は、理事総数の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決するところによる。

(議決権等)

第40条 各理事の議決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会決議の省略)

第41条 理事会が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会への報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし一般法人法第91条第2項の代表理事及び業務執行理事の理事会への報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（リモートによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び報告事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第7章 特別職

(特別職の種別及び定数と任期)

第44条 当法人に次の特別職を置くことができる。

- (1) 名誉会長 若干名、任期は就任から6年とし再任しない。
- (2) 顧問 定数を定めず、任期は就任から2年とし再任可
- (3) 参与 若干名とし、任期は就任から2年とし再任可
- (4) アドバイザー 若干名とし、任期は就任から2年とし再任可

(特別職の選任等)

第45条 各特別職は下記の者を対象として理事会が推挙し会長が選任する。

- (1) 名誉会長 当法人の会長職の経験者
- (2) 顧問 当法人の理事経験者
- (3) 参与 当法人の正会員で理事の業務執行に協力する者
- (4) アドバイザー 当法人の業務執行に関する専門知識、見識を有する者

(特別職の職務)

第46条 特別職の職務は次に定める通りとする

- (1) 名誉会長 その経験を活かし当法人の運営について会長に助言する。
- (2) 顧問 その経験を活かし当法人の運営について協力、助言する。
- (3) 参与 当法人の業務執行について協力、支援する。
- (4) アドバイザー 専門知識を活かし当法人の業務執行について助言する。

第8章 委員会

(委員会)

第47条 当法人の事業を執行するために必要あるときは、理事会はその決議により、本部及び委員会を設置することができる。

- 2 本部及び委員会の責任者である本部長及び委員長は、理事、参与及び正会員の中から会長が任命し理事会に報告する。
- 3 本部、委員会の委員は、会員の中から本部長及び委員長が選任し理事会に報告する。

4 本部、委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第48条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

第49条 当法人の会計は、一般法人法第119条に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第50条 当法人の事業計画及び収支予算書は、各事業年度に会長が作成し、理事会の議決を得て直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(補正予算)

第52条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、会長は、第21条第3項に定める総会の議決を経て補正予算を作成し、収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第53条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、速やかに会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（剰余金の処分制限）

- 第54条 当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。
- 2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

（残余財産の帰属）

- 第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に譲渡するものとする。

（事業年度）

- 第56条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

- 第57条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、合併、事業の譲渡及び解散

（定款の変更）

- 第58条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会において第21条第3項によ

る決議を経なければならない。

(合併等)

第59条 当法人は、総会において第21条第3項による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

第60条 当法人は、一般法人法第148条(同条第3号の事由を除く)の事由によるほか、総会において第21条第3項による決議により解散することができる。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法及び電子公告により、行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合には、官報による。

第12条 事務局

(事務局)

第62条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び使用人は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事及び監事ならびに特別職の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める。

（情報公開）

第64条 当法人は、公正で開かれた活動運営を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第65条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13条 附則

（設立時社員）

第66条 当法人の設立時の社員は次に掲げる者とする。

氏名	住所
長谷川勝壽	鳥取県米子市
田口亜希	東京都大田区
馬渡 崇	広島県広島市
菅野利雄	宮城県仙台市
北村綱為	三重県鈴鹿市
粟生由紀	千葉県浦安市

久米高治	埼玉県所沢市
成山悟史	大阪府東大阪市
野口尚伸	神奈川県川崎市
岸高 清	千葉県千葉市
渡邊裕介	広島県府中市
田中辰美	山口県山口市
岡田和也	三重県鈴鹿市

(設立時役員)

第67条 当法人の設立時の理事(役付き理事も含む)及び監事は次に掲げる者とする。

千葉県千葉市

会長(代表理事)	岸高 清
専務理事	野口尚伸
常務理事	田口亜希
理事	岸高 清
理事	成山悟史
理事	栗生由紀
理事	馬渡 崇
理事	北村綱為
理事	久米高治
監事	菅野利雄

2 当法人の設立時の理事の任期は、第28条の規定にかかわらず、当法人成立の日から令和9年の通常総会の終結時までとする。

(設立時の主たる事務所)

第68条 当法人の設立時の主たる事務所は、東京都港区赤坂一丁目2番2号日本財団ビルとする。

(設立時の諸対応)

第69条 当法人の設立事業年度は、第56条の規定にかかわらず、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

2 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第50条の規定にかかわらず、

設立総会の定めるところによる。

- 3 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第7条にかかわらず、特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟（主たる事務所 東京都港区赤坂一丁目2番2号日本財団ビル）会員から継続している者については、入会の扱いはとらず、2026年度の会費を徴収する。
- 4 この定款は、当法人設立日から施行する。

以上、一般社団法人日本パラ射撃連盟の設立のため、設立時社員長谷川勝壽他12名の定款作成代理人司法書士法人津田事務所は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和 8年 1月 4日

設立時社員	長谷川勝壽
設立時社員	田口亜希
設立時社員	馬渡 崇
設立時社員	菅野利雄
設立時社員	北村綱為
設立時社員	粟生由紀
設立時社員	久米高治
設立時社員	成山悟史
設立時社員	野口尚伸
設立時社員	岸高 清
設立時社員	渡邊裕介
設立時社員	田中辰美
設立時社員	岡田和也

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都豊島区西池袋三丁目25番15号

司法書士法人津田事務所

代表社員 津 田 和 紀

(登録番号 東京第2846号)

